

平成28年大東市議会（開会議会）提出条例のあらまし

● 報告第2号 大東市市税条例等の一部を改正する条例

- ・(1) 省エネ改修住宅に係る固定資産税の減額措置の延長等に伴う規定を整備しました。
- (2) 固定資産税等に係る課税標準の特例措置を規定しました。
- (3) 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）が施行されたことに伴い、条文中の文言を整理しました。
- (4) この条例は、平成28年4月1日から施行しました。

● 報告第3号 大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- ・(1) 国民健康保険税の軽減措置を拡大しました。
- (2) この条例は、平成28年4月1日から施行しました。

● 議案第41号 大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- ・(1) 賦課限度額および税率等を次のとおり変更します。
  - ・基礎課税額の賦課限度額 510,000円 → 520,000円
  - ・基礎課税額の所得割額に用いる税率 8.00% → 8.10%
  - ・基礎課税額の世帯別平等割額
    - 一般世帯 32,400円 → 33,900円
    - 〔 特定世帯 16,200円 → 16,950円 〕
    - 〔 特定継続世帯 24,300円 → 25,425円 〕
  - ・後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額 160,000円 → 170,000円
  - ・後期高齢者支援金等課税額の所得割額に用いる税率 3.24% → 3.74%
  - ・後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額
    - 一般世帯 6,720円 → 9,220円
    - 〔 特定世帯 3,360円 → 4,610円 〕
    - 〔 特定継続世帯 5,040円 → 6,915円 〕
  - ・介護納付金課税額の賦課限度額 140,000円 → 160,000円
  - ・介護納付金課税額の所得割額に用いる税率 2.20% → 2.80%

・介護納付金課税額の被保険者均等割額 15,320円 → 16,820円

(2) 賦課限度額および税率等の変更に伴い、世帯別平等割額および被保険者均等割額に係る軽減額を変更します。

(3) この条例は、公布の日から施行します。